○飛騨市移住支援金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び飛騨市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から本市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付については、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領(令和3年1月22日地振第403号の2岐阜県清流の国推進部地域振興課長通知)及び飛騨市補助金交付規則(平成16年飛騨市規則第43号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。(交付金額)
- 第2条 移住支援金の金額は、次のとおりとする。
 - (1) 世帯の申請の場合 100万円(令和5年4月2日から令和6年3月31日までに18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円、令和6年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は世帯につき30万円を加算する。ただし、令和6年4月1日以降に第3条第1項第2号ウの要件に該当する移住者については、世帯の申請の場合は50万円、単身の申請の場合は30万円とし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は世帯につき30万円を加算する。)
 - (2) 単身の申請の場合 60万円

(対象者要件)

- 第3条 申請時において、次の第1号の要件を満たし、かつ第2号又は第3号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第4号の要件を満たす申請者を対象とする。
 - (1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。この場合において、東京圏のうち

条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住しつつ、東京都の特別区に存する区域(以下「東京23区」という。)内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した時は、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち通算 5 年以上、東京23区内に在住又 は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤 (雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通 勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京 圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をして いたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す 3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和5年4月2日以降に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して市内に居住する意思を有 していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永 住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有す ること。
- (ウ) その他、岐阜県又は市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う 職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 令和5年6月22日以前に転入した場合は、週20時間以上の無期雇用 契約に基づいて就業し、かつ申請時において連続して3か月以上在職して いることとし、令和5年6月23日以後に転入した場合は、週20時間以上の 無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する 意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用 であること。

イ 専門人材の場合

岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を 利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 令和5年6月22日以前に転入した場合は、週20時間以上の無期雇用 契約に基づいて就業し、かつ申請時において連続して3か月以上在職して いることとし、令和5年6月23日以後に転入した場合は、週20時間以上の 無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用

であること。

- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- ウ テレワークの場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合で あって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生 テレワーク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等 から当該移住者に資金提供されていないこと。
- エ 関係人口の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 市内の法人等に就業又は市内で起業すること。
- (イ) 市内の法人、団体又は個人から、地域との関わりを有するとして推薦 されていること。
- (ウ) 岐阜県又は飛騨市が実施する移住定住施策への協力の意思があること。

(3) 起業に関する要件

申請日以前の1年以内に岐阜県が岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助 金交付要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けて いること。

- (4) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ) 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属している こと。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月2日以降に転入 したこと。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1 年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は 反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

- 第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる 必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 次に掲げるいずれかに該当する書類
 - ア 申請者の運転免許証の写し
 - イ 申請者の旅券の写し
 - ウ 申請者の個人番号カードの写し
 - エ 官公庁が発行した申請者の氏名等が記載されている証明書等で本人の顔写 真が貼付されたものの写し
 - (2) 世帯全員の住民票(続柄及び本籍の表示のあるもの(世帯用)) ただし、申請者が外国人である場合は、在留資格の表示のある住民票
 - (3) 移住元での在住地、在住期間を確認できる申請者本人の住民票の除票等及 び、東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又は、東京23区内で勤務し ていた企業等の退職証明書及び離職票の写し若しくは移住元での在勤地、在勤 期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
 - (4) 東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等 へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合においては、通学期間や卒業校 を確認できる書類等
 - (5) 前条第1項第2号アに該当する場合は、就職先の就業証明書(様式第2号)
 - (6) 前条第1項第2号イに該当する場合は、岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用していることが確認できる書類(任意)、就職先の就業証明書(様式第2号)
 - (7) 前条第1項第2号ウに該当する場合は、所属先企業等の就業証明書(様式 第2号の2)
 - (8) 前条第1項第2号エに該当する場合は、就業先の就業証明書(様式第2号)、市内の法人、団体又は個人からの地域との関わりを有する者としての推薦状(様式第3号)、これまでの関係人口としての活動状況を確認できる書類(任意)
 - (9) 前条第1項第3号に該当する場合は、起業支援金交付決定通知の写し

- (10) 前条第1項第4号に該当する場合は、世帯全員の住民票の除票 (交付決定の通知)
- 第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知する。
- 2 市長は、審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等に より当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨前項と同様に申 請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 市長は、交付決定を行った申請者に対して、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 岐阜県及び市は、岐阜県東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたか どうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県東京圏からの移住 支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

- 第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額を返還させることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。
 - (1) 全額の返還
 - ア 虚偽の申請等をした場合
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合
 - ウ 就業して、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす 職を辞した場合
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合
 - (2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 (補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。